

第53回

# 全国不動産会議 島根県大会

日時 2017年  
10月19日 木

会場 島根県民会館  
〒690-0887 島根県松江市殿町158

交流会 ホテル一畑  
〒690-0852 島根県松江市千鳥町30

## 記念講演

### テーマ

「出雲への誘い  
～神話・古社寺・お城・自然など  
魅力いっぱいのWonderland～」

講師 藤岡大拙氏 (公財)しまね文化振興財団 理事長/  
元島根女子短期大学 学長

## ●プログラム

受付/12:30～

開会式・記念講演・調査研究発表・閉会式/13:30～

交流会/18:10～

主催/公益社団法人 全日本不動産協会

共催/公益社団法人 不動産保証協会

後援/国土交通省 島根県 松江市



小泉八雲記念館



たたら製鉄 菅谷高殿

出雲より  
日本の古き良き文化を発信！  
高齢社会、人口減少の中で「不動産業が担う役割」。



世界遺産 石見銀山



国宝 松江城

出雲日御碕灯台

# 島根県

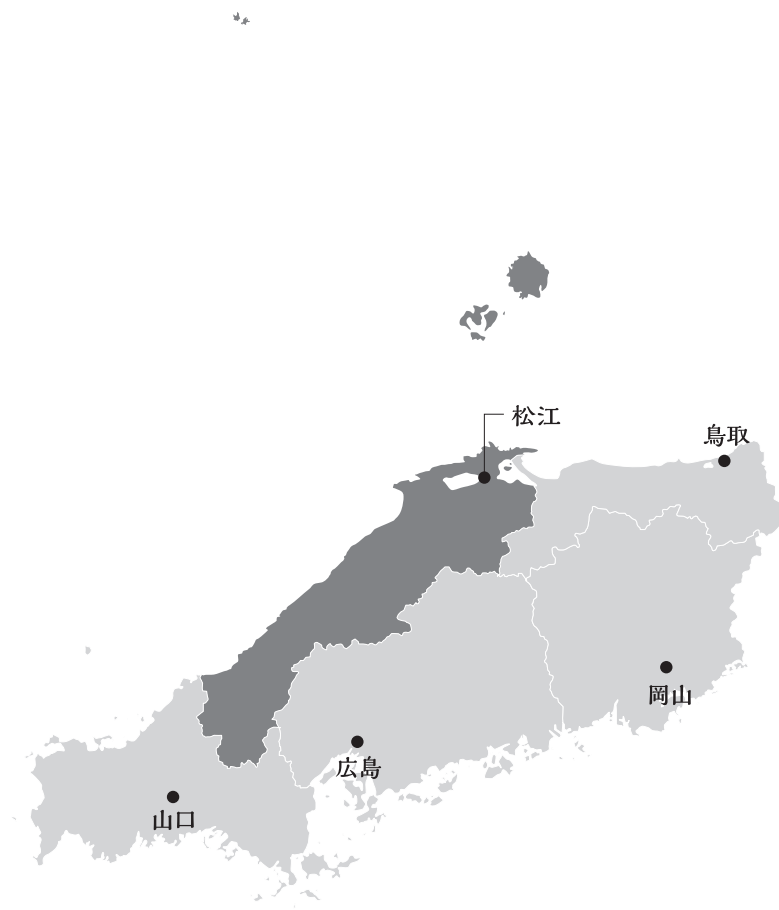
人口687,496人  
(平成29年3月推計)

県の鳥：白 鳥

県の花：ボ タ ン

県の木：黒 松

県の魚：トビウオ



島根県は、出雲地方、石見地方、隠岐地方の3つの地方から成り立ち、豊かな自然にもつつまれて、ゆったりとした時間が流れています。

島根には、国宝出雲大社、松江城、世界遺産石見銀山、世界ジオパーク隠岐島、日本一と言われる庭園を持つ「足立美術館」をはじめ、数々の世界的な観光スポットがあります。

また松江は、京都・金沢と並び日本三大お菓子処といわれ、江戸時代に松平不昧公が広めた茶の湯も盛んです。

松江市出身のプロテニスプレイヤー錦織圭選手の大好物「のどぐろ」や、宍道湖七珍、出雲そば、出雲ぜんざい、島根和牛、日本酒、島根ワインなど美味しさの宝庫。

どうぞゆっくりご堪能下さい。

## おもな見どころ(観光地)

- 国宝「出雲大社」
- 世界遺産「石見銀山」
- 国宝「松江城」
- 世界ジオパーク「隠岐島」
- 日本一(米国庭園専門誌)の日本庭園「足立美術館」
- 日本一の出土数の銅剣と銅鐸「古代出雲歴史博物館」
- 高さ日本一「出雲日御碕灯台」
- 日本遺産「日が沈む聖地 出雲」
- 日本遺産「出雲國たたら風土記」
- 日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く」

## 山海の美味 お楽しみ下さい

- 出雲そば
- のどぐろ
- 和菓子
- 島根和牛
- 島根ワイン
- しんじ湖七珍
- 出雲ぜんざい
- あごのやき
- 仁多米
- 日本酒
- どじょう料理
- etc.

(すずき、もろげえび、うなぎ、あまさぎ、しじみ、こい、しらうお)

頭文字・スモウアシコシ

## 出雲より 日本の古き良き文化を発信!

～高齢社会、人口減少の中で「不動産業が担う役割」～

### ごあいさつ

今年で53回目を迎える全国不動産会議を、島根県で開催させていただくにあたり、県本部及び会員一同大変嬉しく感謝申し上げます。

島根県は、細長い県でございます。西側は、世界遺産石見銀山がある石見地方。東側は、国宝出雲大社、神魂神社(出雲大社の原型と云われ出雲大社と同じ年に国宝指定)、近年国宝に指定された松江城、日本一と云われる庭園を持つ足立美術館などがある出雲地方。そして北方の隠岐地方(後鳥羽上皇や後醍醐天皇がご配流された史跡のある隠岐の島)の三つの地方からなっています。

古代神々のふるさとと云われる出雲地方の中心部松江市で、初めて全国不動産会議が開催されることになりました。

10月は、古くから神無月と云われていますが、ここ出雲地方では神在月と云っています。旧暦10月には全国よろずの神々がこの出雲大社(出雲地方)にお集まりになり、来年の方針の会議を行われます。今でも毎年盛大な神事が行われております。その神在月に史上初めて全国不動産会議が開催されることには大変意義深いものを感じます。

見どころいっぱいの島根県大会へのご参加を心よりお待ちしております。

平成29年6月吉日

公益社団法人 全日本不動産協会 島根県本部      本部長    木村 勇治  
第53回全国不動産会議島根県大会      実行委員長    竹内 謙二

## 次第

日 時：平成29年10月19日(木)

会 場：大会 島根県民会館

島根県松江市殿町158

：交流会 ホテル一畑

島根県松江市千鳥町30

## プログラム

|             |                                                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12:30~14:00 | 受付                                                                                                             |
| 13:30~14:00 | 開会式                                                                                                            |
| 14:10~15:20 | 記念講演<br>【テーマ】<br>「出雲への誘い ～神話・古社寺・お城・自然など<br>魅力いっぱいのWonderland～」<br>【講師】<br>藤岡大拙氏（公財）しまね文化振興財団 理事長／元島根女子短期大学 学長 |
| 15:35~16:45 | 調査研究発表<br>【テーマ】<br>「日本版CCRCのためのスマートタウン」<br>～地域の活性化を育む、既存建築ストックの活用～                                             |
| 16:55~17:10 | 閉会式                                                                                                            |
| 17:10~18:10 | 移動 バスで移動 徒歩(15分)                                                                                               |
| 18:10~19:30 | 交流会                                                                                                            |

## お申込みの案内

### 【ご参加の皆様へ】

今回の島根県大会開催にあたっては、来県の交通手段が限られており、ややアクセスがしづらい環境となっておりますので、前泊からのご来県など時間に余裕を持ってお早めにご出発いただくことをお勧めいたします。県ごとにお越しの場合は貸切バスをチャーターされることをお勧めいたします。その際、弊社名鉄観光におきましてもお手配が可能ですので、お見積もり等お気軽にご相談ください。

登録申込書に必要事項をご記入のうえ、所属地方本部へお申し込み下さい。各地方本部は登録申込書を取りまとめ、名鉄観光サービス(株)山陰営業所宛にお申し込み下さい。申込書を受領後、大会参加証、ご請求書、宿泊券等を送付致します。申し込み内容をご確認の上、期日までにお振り込み下さい。

### お申込みの手順

参 加 者

7月14日(金)まで

参加者は「登録申込書」(P.20)「全日ゴルフコンペ参加申込書」(P.18)を各都道府県本部まで送付ください。

各都道府県  
地方本部事務局

7月28日(金)まで

地方本部事務局は「登録申込書(取りまとめ用)」を名鉄観光サービス(株) 山陰営業所まで送付ください。

名鉄観光サービス(株)  
山陰営業所

8月25日(金)まで

大会参加証・ご請求書・宿泊券等の書類を送付させていただきます。

各都道府県  
地方本部事務局

9月22日(金)まで

申込内容をご確認の上、請求書に記載された経費を銀行口座にお支払いください。

名鉄観光サービス(株)  
山陰営業所

※参加登録料(交流会参加費を含む)は、お1人様10,000円です。  
ご入金後の参加登録取り消しの場合は、返金いたしませんので予めご了承ください。

名鉄観光サービス(株)山陰営業所 担当者：新田・栗栖

〒690-2102 島根県松江市朝日町484-16 甲南アセット松江ビル7階  
TEL:0852-60-7001 FAX:0852-60-7002 E-mail:sanin@mwt.co.jp  
営業時間：月～金 9:00～18:00(土・日・祝日、休業)

## 宿泊ホテルマップ（松江市内・玉造温泉エリア）

【お願い】会場のクロークが狭いため、松江駅周辺にご宿泊の方は予め手荷物をホテルへお預け頂いてから会場までお越しください。お願い申し上げます。



## 宿泊ホテルのご案内（松江市内・玉造温泉エリア）

■ 宿泊設定日：平成29年10月18日(水)・19日(木)・20日(金)

■ 宿泊料金内容：お1人様1泊朝食付き(税・サービス料込み)

※⑫⑬は温泉旅館のため1泊2食付のみの設定となります。

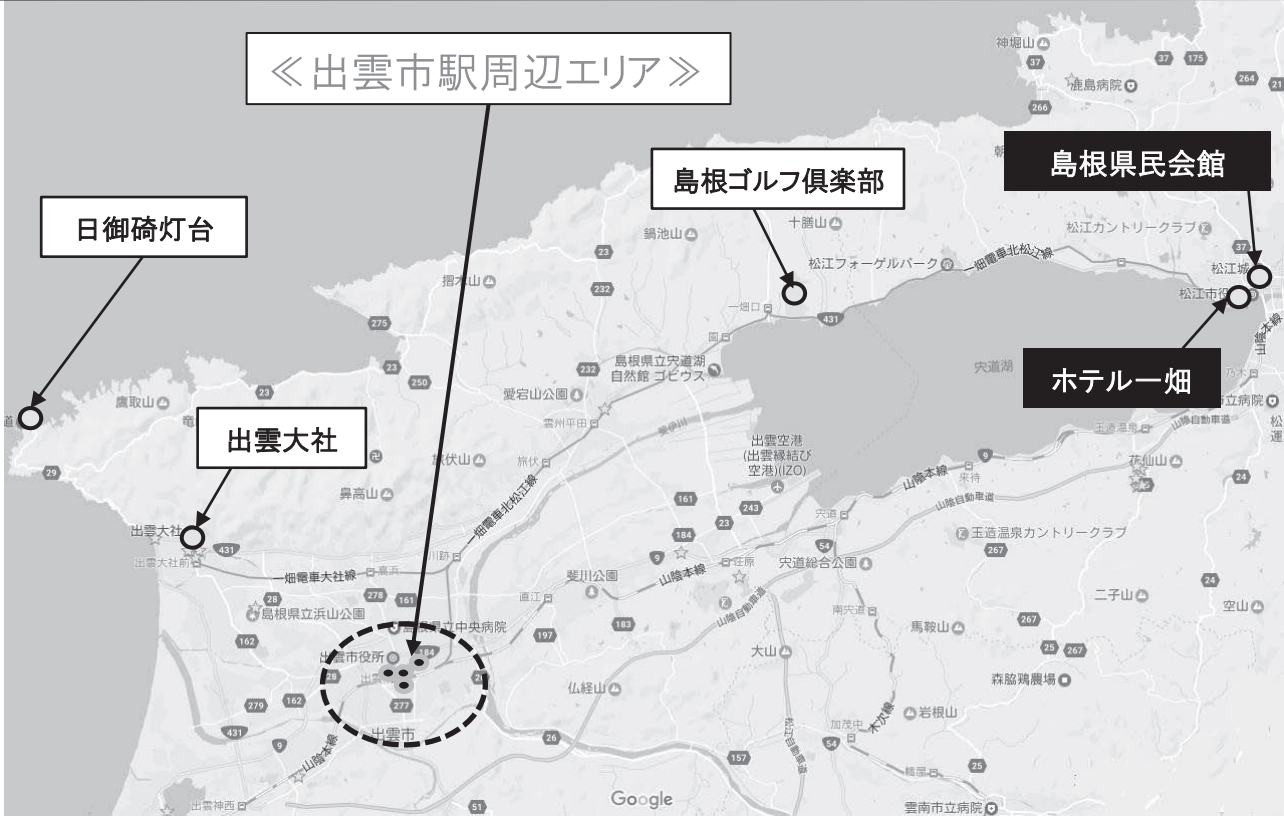
■ 各ホテルの場所につきましては前ページの宿泊ホテルマップをご覧ください。

| 地図<br>記号 | ホテル名／連絡先                     | 最寄り駅から<br>ホテルまで | 部屋タイプ        | 宿泊料金    | 申込番号 |
|----------|------------------------------|-----------------|--------------|---------|------|
| ①        | 松江エクセルホテル東急                  | 松江駅             | シングル         | 12,500円 | 1-1  |
|          | 島根県松江市 朝日町590/0852-27-0109   | 徒歩3分            | ツイン          | 12,500円 | 1-2  |
| ②        | ホテル一畑                        | 松江駅             | シングル         | 12,500円 | 2-1  |
|          | 島根県松江市千鳥町30/0852-22-0188     | 車 約10分          | ツイン          | 12,500円 | 2-2  |
| ③        | 松江ニューアーバンホテル別館(18.19)※1      | 私鉄松江しんじ湖温泉駅     | シングル         | 10,000円 | 3-1  |
|          | 島根県松江市西茶町45-2/0852-23-0003   | 徒歩5分            |              |         | 3-2  |
| ④        | ホテルアルファワン松江(18・19) ※2        | 松江駅             | シングル         | 8,000円  | 4-1  |
|          | 島根県松江市手船場町567/0852-31-2200   | 徒歩5分            | ツイン          | 8,000円  | 4-2  |
| ⑤        | 松江ニューアーバンホテル本館               | 私鉄松江しんじ湖温泉駅     | シングル         | 8,000円  | 5-1  |
|          | 島根県松江市西茶町40-1/0852-23-0003   | 徒歩5分            | ツイン          | 7,500円  | 5-2  |
| ⑥        | グリーンリッチホテル松江駅前               | 松江駅             | シングル         | 8,000円  | 6-1  |
|          | 島根県松江市朝日町493-1/0852-27-3000  | 徒歩2分            | ツイン          | 7,500円  | 6-2  |
| ⑦        | ホテルアルファワン第2松江(18・19)         | 松江駅             | シングル         | 7,500円  | 7-1  |
|          | 島根県松江市朝日町461-1/0852-26-7800  | 徒歩1分            |              |         | 7-2  |
| ⑧        | 松江アーバンホテル                    | 松江駅             | シングル         | 7,500円  | 8-1  |
|          | 島根県松江市朝日町590-3/0852-22-0002  | 徒歩2分            |              |         | 8-2  |
| ⑨        | 松江プラザホテル                     | 松江駅             | シングル         | 7,000円  | 9-1  |
|          | 島根県松江市朝日町469-1/0852-26-6650  | 徒歩1分            |              |         | 9-2  |
| ⑩        | ホテルルートイン松江                   | 松江駅             | シングル         | 7,000円  | 10-1 |
|          | 島根県松江市東本町2-22/0852-20-6211   | 徒歩15分           | ツイン          | 7,000円  | 10-2 |
|          |                              | 車 約5分           | 和室           | 6,500円  | 10-3 |
| ⑪        | 松江アーバンホテルレークイン               | 松江駅             | シングル         | 6,500円  | 11-1 |
|          | 島根県松江市雑賀町153/0852-21-2424    | 徒歩6分            |              |         | 11-2 |
| ⑫        | 旅亭 山の井                       | 玉造温泉駅           | 和室<br>(4名1室) | 1泊2食    | 12   |
|          | 島根県松江市玉湯町玉造1042/0852-62-0621 | 車 約7分           |              | 12,000円 |      |
| ⑬        | 長生閣                          | 玉造温泉駅           | 和室<br>(4名1室) | 1泊2食    | 13   |
|          | 島根県松江市 玉湯町玉造331/0852-62-0711 | 車 約6分           |              | 14,000円 |      |

※1※2⇒10月20日は満室となっております

- ①お申し込みにつきましては、上記宿泊施設の申込番号を「参加申込書」にご記入ください。
- ②お部屋での電話代金等、個人勘定に伴う費用はチェックアウトの際に直接宿泊施設へお支払いください。
- ③客室の禁煙希望は部屋数に限りがあるためご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ④宿泊のお申し込みはご希望に添えない場合もございますので、必ず第2希望をご記入頂きますようお願いいたします。

## 宿泊ホテルマップ（出雲市駅周辺エリア）



## 宿泊ホテルのご案内（出雲市駅周辺エリア）

- 宿泊設定日：平成29年10月18日(水)・19日(木)・20日(金)
- 宿泊料金内容：お1人様1泊朝食付き(税・サービス料込み)
- ⑭～⑰の出雲地区にご宿泊の場合、交流会終了後、会場(ホテル一畑)から各ホテルまで無料シャトルバスを運行いたします。

| 地図記号 | ホテル名／連絡先       | 最寄り駅からホテルまで | 部屋タイプ | 宿泊料金    | 申込番号 |
|------|----------------|-------------|-------|---------|------|
| 14   | ツインリーブスホテル出雲   | 出雲市駅        | シングル  | 11,000円 | 14-1 |
|      | 島根県出雲市駅北町4番地1  | 徒歩1分        |       |         |      |
| 15   | グリーンリッチホテル出雲   | 出雲市駅        | シングル  | 9,000円  | 15-1 |
|      | 島根県出雲市駅南町2-3-4 | 徒歩5分        |       |         |      |
| 16   | 出雲グリーンホテルモーリス  | 出雲市駅        | シングル  | 7,500円  | 16-1 |
|      | 島根県出雲市駅南町2-3-4 | 徒歩1分        |       |         |      |
| 17   | ホテルアルファワン出雲    | 出雲市駅        | シングル  | 7,000円  | 17-1 |
|      | 島根県出雲市今市町971-3 | 徒歩3分        |       |         |      |

- ①お申し込みにつきましては、上記宿泊施設の申込番号を「参加申込書」にご記入ください。
- ②お部屋での電話代金等、個人勘定に伴う費用はチェックアウトの際に直接宿泊施設へお支払いください。
- ③客室の禁煙希望は部屋数に限りがあるためご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ④宿泊のお申し込みはご希望に添えない場合もございますので、必ず第2希望をご記入頂きますようお願いいたします。



## シャトルバスのご案内

大会期間中、松江駅と出雲空港から「島根県民会館」行き、島根県民会館から交流会会場「ホテル一畑」行き、ホテル一畑から「松江駅」行きのシャトルバスを下記時刻にて運行いたします。  
 ＊バスの発着場所は、「シャトルバスのりば案内」をご参照ください。

### ◇ルート① ●松江駅 ⇒ 島根県民会館

| 運行日       | 出発時刻<br>【 松江駅 】 | ⇒ | 到着時刻<br>【 島根県民会館 】 |
|-----------|-----------------|---|--------------------|
| 10月19日(木) | 11:00～<br>12:00 |   | 11:10～<br>12:10    |

### ◇ルート② ●出雲空港 ⇒ 島根県民会館

| 運行日       | 出発時刻<br>【 出雲空港 】 | ⇒ | 到着時刻<br>【 島根県民会館 】 |
|-----------|------------------|---|--------------------|
| 10月19日(木) | 9:30             |   | 10:10              |
|           | 12:00            |   | 12:40              |

### ◇ルート③ ●島根県民会館 ⇒ ホテル一畑(交流会会場)

| 運行日       | 出発時刻<br>【 島根県民会館 】 | ⇒ | 到着時刻<br>【 ホテル一畑 】 |
|-----------|--------------------|---|-------------------|
| 10月19日(木) | 17:10～<br>17:40    |   | 17:20～<br>17:50   |

### ◇ルート④ ●ホテル一畑(交流会会場) ⇒ 松江駅

| 運行日       | 出発時刻<br>【 ホテル一畑 】 | ⇒ | 到着時刻<br>【 松江駅 】 |
|-----------|-------------------|---|-----------------|
| 10月19日(木) | 19:40～            |   | 19:50～          |

※道路事情により、多少到着時刻が遅れる場合もございます。ご了承ください。

米子空港をご利用の方は、空港リムジンバス(有料)にて松江駅までおこしください。  
 松江駅から島根県民会館までは、大会用のシャトルバス(無料)または路線バス(有料)をご利用ください。

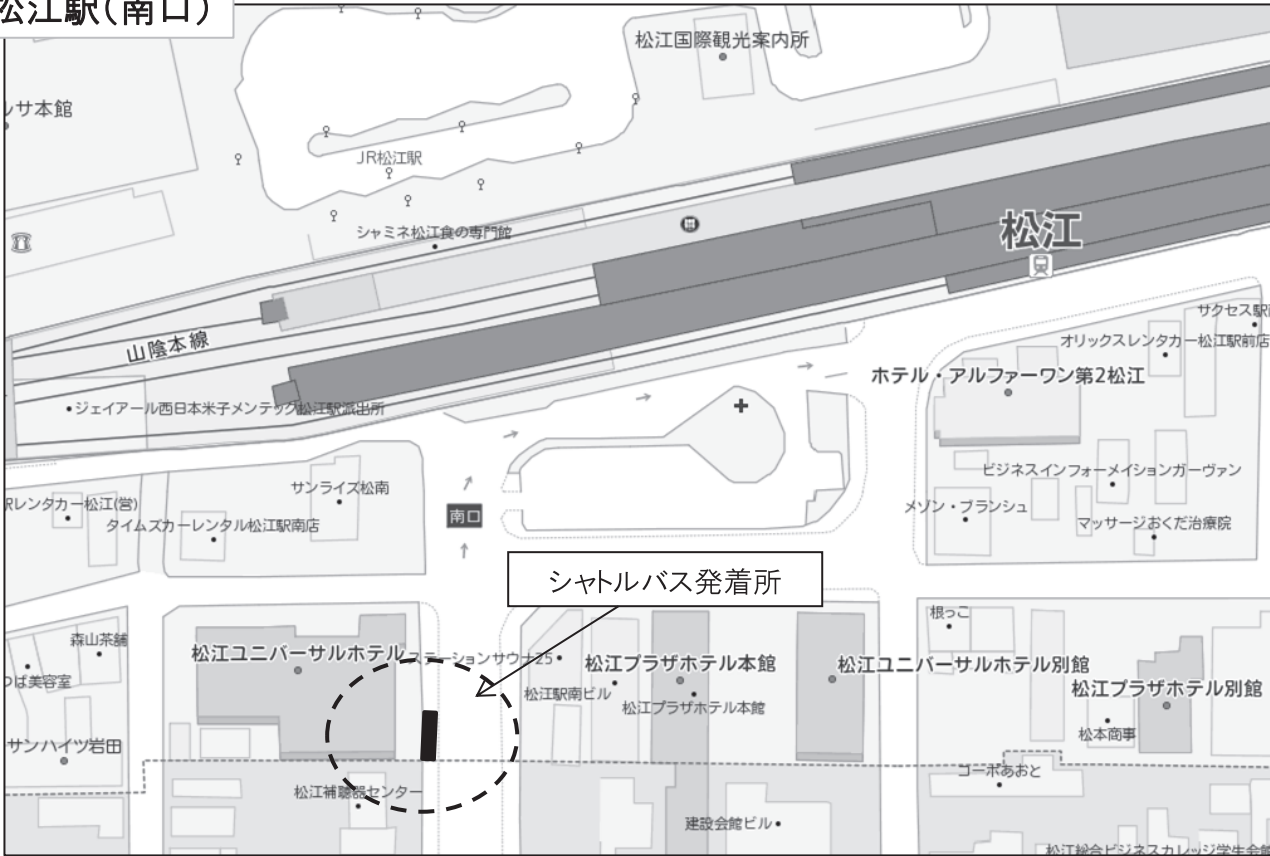
### 〔米子空港リムジンバス〕

| 方面  | 運賃   | 所要時間 | 運行会社    | 電話           |
|-----|------|------|---------|--------------|
| 松江駅 | 990円 | 約45分 | 松江一畑交通  | 0852-22-3681 |
|     |      |      | 日ノ丸ハイヤー | 0859-22-3231 |



シャトルバスのりば案内 松江駅・出雲空港

松江駅(南口)



出雲空港



シャトルバスのりば案内 島根県民会館・ホテル一畑

島根県民会館



ホテル一畑



## 路線バスのご案内

「JR松江駅」から大会会場「島根県民会館」を結ぶ路線バスをご案内いたします。

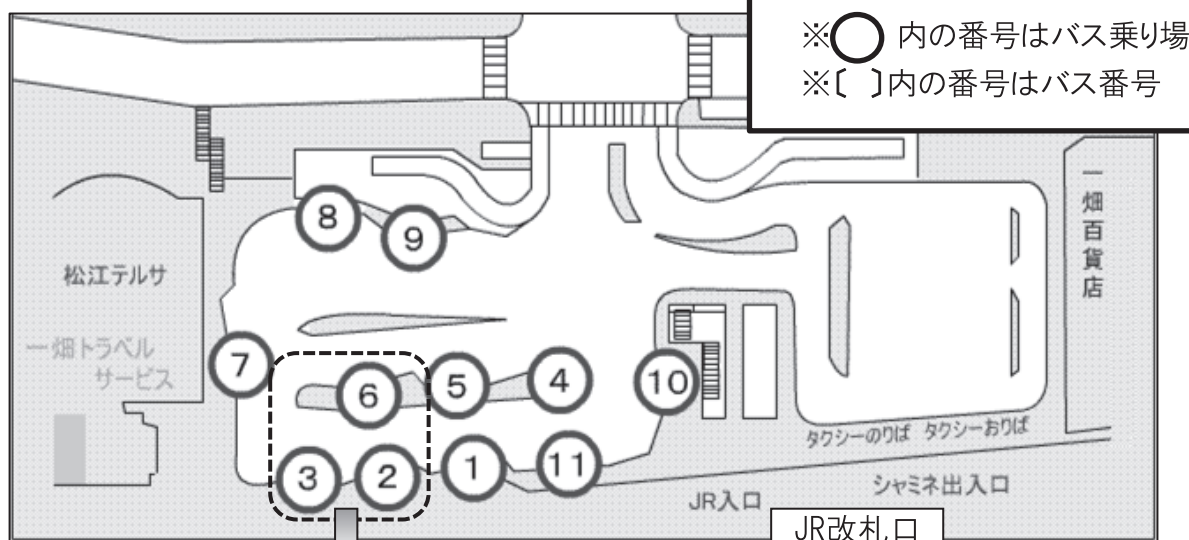
＊バスの発着所は、下記ご案内をご参照ください。

●JR松江駅 ⇄ 島根県民会館(所要10分)

| 運行日・方面    | JR松江駅北口バスターミナル発 | 島根県民会館着  |
|-----------|-----------------|----------|
| 10月19日(木) | 約5～10分おきに出ています  | (所要約10分) |

路線バス発着所

松江駅バスターミナル のりば②③⑥



【松江市営バス・一畑バス】

[12]島根大学 川津 [11][13]美保関ターミナル ……………のりば ②

[31]松江しんじ湖温泉駅 [32]福祉センター前 ……………のりば ③

[51]恵曇 [52]片句 [53]古浦 [54]高専 [55]御津 ……………のりば ⑥

## 島根県民会館



## 研修視察のご案内

### A. 日帰りコース

### 国宝松江城と出雲大社参拝コース

旅行代金：7,000円



松江城は全国で現存する12天守の一つで、山陰地方で唯一の現存する天守閣です。遊覧船による堀川めぐりでは、風情あふれる城下町の景観をゆったりとお楽しみいただけます。

松江城



堀川遊覧船



出雲大社

出雲大社

出雲大社の御本殿は「大社造り」と呼ばれる日本最古の神社建築様式で建てられており、国宝に指定されています。



大注連縄

| 番号 | 日時           | 行程                                                                     |
|----|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| A  | 10/20<br>(金) | 松江駅～松江城・堀川めぐり～まがたま伝承館～出雲大社観光～出雲空港～松江駅<br>(9:00出発) (昼食) (16:00)(17:00頃) |

### B. 日帰りコース

### 松江城、足立美術館と境港水木しげるロード散策コース

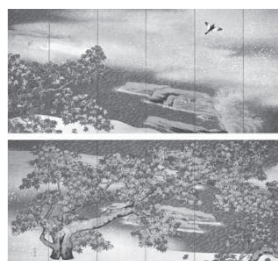
旅行代金：8,000円



松江城を散策後、横山大観をはじめとする近代日本画や日本美術院の画家を中心とした現代日本画、北大路魯山人らの陶芸、彫刻、蒔絵、童画などの魅力的な作品を収蔵している足立美術館へ。締めくくりは見て、歩いて、食べて楽しい異世界へ！



足立美術館〈庭園〉



足立美術館

白砂青松を配した庭園は、四季を通じて様々な景観が楽しめ、館内から眺める様はまるで一枚の絵画のようにも感じられます。巨匠の作品だけでなく、自然と人とが造りだした美しさが魅力でもある美術館です。



水木しげるロード

境港駅前から、水木しげる記念館までの約800mは、通称「水木しげるロード」と呼ばれ、沿道には妖怪ブロンズ像が鎮座しています。またロード沿いには妖怪グッズやおみやげ、妖怪神社に、妖怪ポストなど様々な姿を変えた妖怪アイテムがズラリと建ち並んでいます。



| 番号 | 日時           | 行程                                                                 |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------|
| B  | 10/20<br>(金) | 松江駅～松江城散策～(昼食)～足立美術館～水木しげるロード～米子空港～米子駅<br>(9:00出発) (16:30)(17:30頃) |

# 研修視察のご案内

C. 1泊2日コース 出雲大社、世界遺産石見銀山とアクアス、有福温泉コース 旅行代金:30,000円

| 番号 | 日時           | 行程                                                             | 宿泊地        |
|----|--------------|----------------------------------------------------------------|------------|
| C  | 10/20<br>(金) | 松江駅～国宝松江城・堀川めぐり～出雲大社観光～有福温泉(泊)<br>(9:00出発) (昼食) (16:30頃)       | 有福温泉<br>旅館 |
|    | 10/21<br>(土) | 旅館～しまね海洋館アクアス～石見銀山観光～出雲空港～松江駅<br>(8:00頃) (昼食) (16:00頃)(17:00頃) |            |



松江城



松江郷土館

松江城は全国で現存する12天守の一つで、山陰地方で唯一の現存する天守閣です。

現存12天守の一つで国宝に指定されている「松江城」。情緒ある堀川めぐりは良い思い出になります。本殿が国宝に指定されている「出雲大社」で良縁をご祈願ください。

## 松江城



堀川遊覧船



出雲大社

## 出雲大社

出雲大社の御本殿は「大社造り」と呼ばれる日本最古の神社建築様式で建てられており、国宝に指定されています。



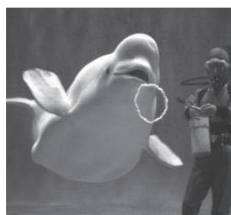
大注連縄



## 有福温泉

古来より名湯がわく有福の里。滾々と湧き出る無色透明な単純アルカリ泉は透き通るような美しい白肌を作る「美人の湯」として有名です。

レトロな有福の里にコンコンと溢れるとろとろの美人湯。3つの外湯めぐりも楽しめます。



## しまね海洋館アクアス

アクアスは、巨大な水槽に日本海に生息する生物、深海に生息する生物、階を分けて外国の魚など、約500種1万匹の水生生物が観られる水族館です。館全体の中でも、シロイルカ（ブルーガ）、アシカ、アザラシのショーが人気です。

シロイルカがパフォーマンスにて披露する「幸せのパブルリング」や「幸せの魔法マジックリング」は必見です。

## 石見銀山

石見銀山遺跡は、環境に配慮し、自然と共生した鉱山運営を行っていたことが特に評価され、2007年7月に「石見銀山遺跡とその文化的景観」として、国内では14件目、鉱山遺跡としてはアジアで初めての世界遺産に登録されました。



石見銀山世界遺産センター



龍源寺間歩



御取納丁銀

内部はノミで掘った跡がそのままの状態に残っており、当時の作業の様子を知ることができます。「龍源寺間歩」は現在、唯一一般公開されている間歩です。

# 研修視察のご案内

D. 1泊2日コース 隠岐の島 2島めぐり（伝統と歴史に触れる旅）コース 旅行代金：38,000円

| 番号 | 日時           | 行程                                                                                                              | 宿泊地      |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| D  | 10/20<br>(金) | 松江駅(8:00)===七類港〜〜別府港===黒木御所跡===摩天崖===<br>===別府港〜〜西郷港===隠岐(島後)(18:30頃)                                           | 隠岐(島後)地区 |
|    | 10/21<br>(土) | 旅館(8:00)===玉若酢命神社===隠岐国分寺・後醍醐天皇行在所===<br>五箇創生館(昼食)・隠岐郷土館===伝統芸能『牛突き』鑑賞===<br>===西郷港〜〜七類港===米子空港===JR米子駅(18:30頃) |          |

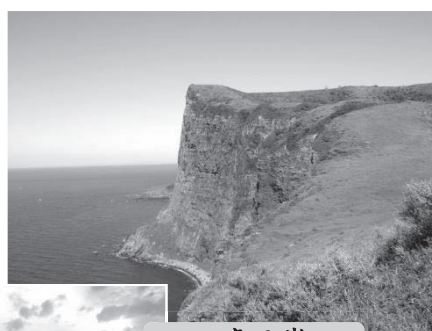
※悪天候により催行中止となった場合は別途他の観光にご案内させていただきます。



黒木御所跡

黒木神社の中にある後醍醐天皇の行在所。  
後醍醐天皇は元弘の変で鎌倉幕府に破れ、  
別府の天皇山に流罪され、脱出するまでの  
約1年をここで過ごしたと言われています。

新鮮な海の幸に舌鼓。



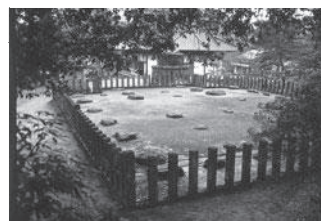
摩天崖

巨大なナイフで垂直に切り  
取ったような海拔257m  
の大絶壁です。海蝕作用に  
よって出来た崖では日本有  
数の高さを誇ります。



玉若酢命神社

本殿は、隠岐にある神社の  
最古のもので、造営は寛政  
5年。隠岐造りといわれる  
建築様式。屋根は、茅葺  
き、千木、堅魚木、のうえ  
に雀踊とよみ横木がおかれ、  
素朴な中にも威厳のある建  
造物です。



隠岐国分寺跡

隠岐に流された後醍醐天皇  
の行在所と伝えられていま  
す。現在の寺の後方に礎石  
がありますが、これは明治  
の廃仏毀釈前の本堂跡です。



隠岐郷土館・五箇創生館

館内では資料展示やスクリーン映像を観覧する  
ことができます。その他、「隠岐そば」など郷土料  
理が味わえる喫茶もあります。



伝統芸能『牛突き』



約800年前、隠岐へご配流となった後鳥羽上皇をお慰めるために島  
の人々が始めたのが起源とされる隠岐の牛突き。 巨体の雄牛どうしが  
ぶつかり合う大迫力の牛突き大会は、島が熱くなる、島の者が誇る伝  
承なのです。

## 研修視察のご案内〔出雲地区にご宿泊の皆様へのご案内〕

E. 日帰りコース

### 出雲大社正式参拝と古代ロマン探訪コース

旅行代金：7,000円



出雲大社

出雲大社の御本殿は「大社造り」と呼ばれる日本最古の神社建築様式で建てられており、国宝に指定されています。正式参拝では御本殿前（楼門の奥）まで入りますので、スーツ(ネクタイ)またはジャケットをご着用ください。



大注連縄



古代出雲歴史博物館

古代と現代を結ぶ太古の謎に迫ります。神々の国 ... 幻の巨大神殿出雲大社の謎、古代出雲の文化や当時の人たちの暮らしなど、復元模型や出雲国風土記の資料などを交えて分かりやすく展示しています。



島根ワイナリー

出雲大社周辺はハウスブドウの名産地であり、その芳醇で濃厚なうま味を生かそうと、昭和61年3月に完成した「島根ワイナリー」。ワイン工場や、試飲、即売場を備えた大型レジャー施設として、今や出雲観光には欠かせない定番スポットともなっています。



日御碕灯台

出雲日御碕灯台の夕景

展望台からの眺めは絶景！  
眼下に広がるパノラマの日本海に島根半島の全景、晴れた日には遠く南方に中国山地の連なり、はるか北方には隠岐諸島ものぞめます。

| 番号 | 日時           | 行程                                                                         |
|----|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
| E  | 10/20<br>(金) | 出雲市駅～出雲大社～古代出雲歴史博物館～ワイナリー～日御碕灯台～出雲市駅～出雲空港<br>(9:00出発) (昼食) (16:00)(17:00頃) |

F. 日帰りコース

### 出雲大社正式参拝と一畑寺、癒しの庭園満喫コース

旅行代金：7,000円



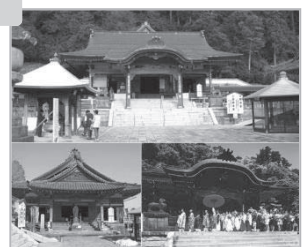
出雲大社

出雲大社の御本殿は「大社造り」と呼ばれる日本最古の神社建築様式で建てられており、国宝に指定されています。正式参拝では御本殿前（楼門の奥）まで入りますので、スーツ(ネクタイ)またはジャケットをご着用ください。



大注連縄

一畑寺



一畑薬師(いちばたやくし)は島根半島のほぼ中心部に位置する、標高200mの一畑山上にあります。ここは「目のお薬師さま」「子どもの無事成長の仏さま」をはじめとする、諸願に霊験あらたかなお薬師様として古くから全国的に篤く信仰されています。



松江フォークルパーク

花の展示温室は、世界最大級の規模で、年中満開の数種類のペゴニア・フクシアを中心とする花の別天地が楽しめます。また、2つの鳥の温室をはじめ園内各所でたくさん(約90種)の鳥たちとであえます。



松江イングリッシュガーデン

宍道湖の湖畔に広がる広さ1万㎡の英国式庭園。英国の伝統的な庭園様式を採用して造られており、ガーデナーにより維持管理されています。季節ごとに咲く500種類の草花や木々が訪れた人々の心をなごませます。

| 番号 | 日時           | 行程                                                                                  |
|----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| F  | 10/20<br>(金) | 出雲市駅～出雲大社～一畑寺～松江フォークルパーク～イングリッシュガーデン～松江駅～出雲市駅～出雲空港<br>(9:00出発) (昼食) (16:00)(17:00頃) |

# お得な航空券のご案内

## 往路便

| 搭乗日                   | 利用区分: 羽田空港 ⇒ 出雲空港     |   |       |      |         |         |  |
|-----------------------|-----------------------|---|-------|------|---------|---------|--|
|                       | 羽田空港発                 |   | 出雲空港着 | 申込番号 | 割引料金    | 普通運賃    |  |
| 10月18日<br>(水)<br>大会前日 | 7:25                  | ⇒ | 8:50  | あー1  | 23,000円 | 32,590円 |  |
|                       | 14:10                 |   | 15:35 | あー2  | 19,500円 |         |  |
|                       | 17:10                 |   | 18:35 | あー3  |         |         |  |
|                       | 18:30                 |   | 19:55 | あー4  |         |         |  |
|                       | 利用区分: 羽田空港 ⇒ 米子空港     |   |       |      |         |         |  |
|                       | 羽田空港発                 |   | 米子空港着 | 申込番号 | 割引料金    | 普通運賃    |  |
|                       | 6:55                  | ⇒ | 8:10  | いー1  | 19,000円 | 32,590円 |  |
|                       | 9:35                  |   | 10:55 | いー2  | 23,500円 |         |  |
|                       | 12:20                 |   | 13:40 | いー3  | 16,500円 |         |  |
|                       | 14:55                 |   | 16:15 | いー4  | 17,500円 |         |  |
|                       | 18:35                 |   | 19:55 | いー5  | 19,500円 |         |  |
|                       | 20:05                 |   | 21:25 | いー6  | 18,500円 |         |  |
|                       | 利用区間: 大阪(伊丹)空港 ⇒ 出雲空港 |   |       |      |         |         |  |
|                       | 大阪空港発                 |   | 出雲空港着 | 申込番号 | 割引料金    | 普通運賃    |  |
|                       | 7:35                  | ⇒ | 8:30  | うー1  | 12,800円 | 21,500円 |  |
|                       | 9:35                  |   | 10:25 | うー2  | 13,500円 |         |  |
|                       | 12:00                 |   | 13:00 | うー3  |         |         |  |
|                       | 15:20                 |   | 16:10 | うー4  |         |         |  |
| 17:10                 | 17:55                 |   | うー5   |      |         |         |  |

| 10月19日<br>(木)<br>大会当日 | 利用区分: 羽田空港 ⇒ 出雲空港 |   |       |         |         |         |
|-----------------------|-------------------|---|-------|---------|---------|---------|
|                       | 羽田空港発             | ⇒ | 出雲空港着 | 申込番号    | 割引料金    | 普通運賃    |
|                       | 7:25              |   | 8:50  | かー1     | 26,000円 | 32,590円 |
|                       | 利用区分: 羽田空港 ⇒ 米子空港 |   |       |         |         |         |
|                       | 羽田空港発             | ⇒ | 米子空港着 | 申込番号    | 割引料金    | 普通運賃    |
|                       | 6:55              |   | 8:10  | きー1     | 19,000円 | 32,590円 |
| 9:35                  | 10:55             |   | きー2   | 29,000円 |         |         |

## 復路便

| 搭乗日                     | 利用区分:出雲空港 ⇒ 羽田空港     |   |       |      |         |         |
|-------------------------|----------------------|---|-------|------|---------|---------|
|                         | 出雲空港発                |   | 羽田空港着 | 申込番号 | 割引料金    | 普通運賃    |
| 10月20日<br>(金)<br>大会終了翌日 | 9:30                 | ⇒ | 10:50 | さー1  | 19,500円 | 32,590円 |
|                         | 19:20                |   | 20:40 | さー2  | 27,500円 |         |
|                         | 利用区分:米子空港 ⇒ 羽田空港     |   |       |      |         |         |
|                         | 米子空港発                |   | 羽田空港着 | 申込番号 | 割引料金    | 普通運賃    |
|                         | 7:20                 | ⇒ | 8:40  | すー1  | 18,500円 | 32,590円 |
|                         | 8:50                 |   | 10:10 | すー2  | 20,500円 |         |
|                         | 11:35                |   | 13:00 | すー3  | 19,000円 |         |
|                         | 14:20                |   | 15:45 | すー4  | 20,000円 |         |
|                         | 17:00                |   | 18:30 | すー5  | 25,000円 |         |
|                         | 20:50                |   | 22:15 | すー6  | 24,000円 |         |
|                         | 利用区間:出雲空港 ⇒ 大阪(伊丹)空港 |   |       |      |         |         |
|                         | 出雲空港発                |   | 大阪空港着 | 申込番号 | 割引料金    | 普通運賃    |
|                         | 8:55                 | ⇒ | 9:45  | せー1  | 13,500円 | 21,500円 |
|                         | 10:55                |   | 11:45 | せー2  |         |         |

| 10月21日<br>(木)<br>大会終了翌々日 | 利用区間:出雲空港 ⇒ 羽田空港     |       |       |         |         |         |
|--------------------------|----------------------|-------|-------|---------|---------|---------|
|                          | 出雲空港発                |       | 羽田空港着 | 申込番号    | 割引料金    | 普通運賃    |
|                          | 9:30                 | ⇒     | 10:50 | たー1     | 19,500円 | 21,500円 |
|                          | 12:20                |       | 13:40 | たー2     |         |         |
|                          | 16:25                |       | 17:45 | たー3     | 25,000円 |         |
|                          | 19:20                |       | 20:40 | たー4     | 24,000円 |         |
|                          | 利用区分:米子空港 ⇒ 羽田空港     |       |       |         |         |         |
|                          | 米子空港発                |       | 羽田空港着 | 申込番号    | 割引料金    | 普通運賃    |
|                          | 7:20                 | ⇒     | 8:40  | ちー1     | 19,000円 | 32,590円 |
|                          | 8:50                 |       | 10:10 | ちー2     | 20,500円 |         |
|                          | 11:35                |       | 13:00 | ちー3     | 19,000円 |         |
|                          | 14:20                |       | 15:45 | ちー4     |         |         |
|                          | 17:00                |       | 18:30 | ちー5     | 24,000円 |         |
|                          | 20:50                |       | 22:15 | ちー6     | 23,000円 |         |
|                          | 利用区間:出雲空港 ⇒ 大阪(伊丹)空港 |       |       |         |         |         |
| 出雲空港発                    |                      | 大阪空港着 | 申込番号  | 割引料金    | 普通運賃    |         |
| 8:55                     | ⇒                    | 9:45  | つー1   | 17,000円 | 21,500円 |         |
| 10:55                    |                      | 11:45 | つー2   | 13,000円 |         |         |
| 15:25                    |                      | 16:30 | つー3   |         |         |         |
| 16:35                    |                      | 17:25 | つー4   |         |         |         |
| 18:25                    |                      | 19:15 | つー5   |         |         |         |

※以下の区間につきましては、別途お問い合わせ下さい。※

| 福岡 ⇄ 出雲 |   |       |       |   |       |
|---------|---|-------|-------|---|-------|
| 出雲空港発   | ⇒ | 福岡空港着 | 福岡空港発 | ⇒ | 出雲空港着 |
| 11:35   | ⇒ | 12:50 | 8:10  | ⇒ | 9:15  |
| 16:00   | ⇒ | 17:15 | 14:00 | ⇒ | 15:05 |

| 名古屋(小牧) ⇄ 出雲 |   |        |        |   |       |
|--------------|---|--------|--------|---|-------|
| 出雲空港発        | ⇒ | 名古屋空港発 | 名古屋空港着 | ⇒ | 出雲空港着 |
| 10:15        | ⇒ | 11:15  | 8:45   | ⇒ | 9:45  |
| 17:15        | ⇒ | 18:15  | 15:45  | ⇒ | 16:45 |

# 全日ゴルフコンペ 参加申込書

第53回全国不動産会議 島根県大会の翌日に全日ゴルフコンペを開催することとなりました。  
参加要項は以下の通りになります。たくさんのご参加をお待ちしております。

## 開催要項

- 日 程：平成29年10月20日（金）
- 場 所：島根ゴルフ倶楽部  
〒691-0073 島根県出雲市 美野町1652  
電話：0853-67-0016  
URL：<https://www.island-golf.co.jp/shimane/>
- 時 間：INスタート午前8時～／OUTスタート午前8時～
- 予定組数：20組 ※参加多数の場合はお断りする場合もございます。予めご了承下さい。
- プレー費：12,000円（税込）・4Bag基本
- 基本会費：3,000円（税込）
- 表 彰：個人戦及びチーム戦 ※プレー後の表彰式は当日行いません。

クラブハウスまでの  
アクセス

### 【お車で】

- ・最寄IC：山陰自動車道・穴道I.C.より 25分
- ・松江駅から17.5キロ約40分
- ・松江しんじ湖温泉駅から15.3キロ約30分
- ・国道9号線からは穴道湖大橋を渡ってすぐを湖岸沿いに左折。  
そのまま松江温泉を抜け、一畑電鉄と並行に旧平田市方面に向かいます。  
20分も走ると右手にゴルフ場の看板が見えますので、  
電鉄踏切を渡ってお進みください。
- ・出雲空港より15分、米子空港より50分

### 【参加申込み】

※参加者の氏名・ふりがな・連絡先をご記入下さい。

| 氏 名 | 年 齢 | ふ り が な | 連絡先(必須) |
|-----|-----|---------|---------|
|     |     |         |         |
|     |     |         |         |
|     |     |         |         |
|     |     |         |         |

※帰省時間を考慮して参加チームのスタート時間を決定しますので、ご希望に添えない事もあります。ご了承下さい。

参加申し込みを 7月6日（木）までに、

各都道府県 地方本部事務局まで送付またはFAXをお願いします。

# 登録申込書（記入例）

## 第53回全国不動産会議島根県大会

<登録申込書（記入例）>

申込期限 平成29年7月6日（木）

記入日：平成29年●月●日

|                                             |                                                                                                       |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込代表者氏名 島根 太郎                               | 商号 ●●                                                                                                 |
| 住所 〒 690 - 0003<br>島根県松江市朝日町484-16 甲南アセットビル | <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <b>登録申込書<br/>記入例</b> </div> |
| 連絡先電話番号 0852-60-7001                        |                                                                                                       |

※同伴者の申込も下欄に必ずご記入下さい。

| 番号 | フリガナ    | 性別 | 年齢 | 大会参加     | 交流会 | 研修視察<br>申込番号 | 国内旅行傷害保険 |                 |
|----|---------|----|----|----------|-----|--------------|----------|-----------------|
|    | 申込者氏名   |    |    | 10, 000円 |     |              | AA43タイプ  | 保険期間            |
|    |         |    |    |          |     |              | 1,000円   | (3泊4日まで)        |
| 1  | シマネ タロウ | 男  | 50 | ○        | ○   | A            | ○        | 10/18<br>～10/20 |
|    | 島根 太郎   | 女  |    |          |     |              |          |                 |
| 2  | シマネ ハナコ | 男  | 45 | ○        | ×   | A            | ○        | 10/18<br>～10/20 |
|    | 島根 花子   | 女  |    |          |     |              |          |                 |
| 3  |         | 男  |    |          |     |              |          |                 |
|    |         | 女  |    |          |     |              |          |                 |
| 4  |         | 男  |    |          |     |              |          |                 |
|    |         | 女  |    |          |     |              |          |                 |

### 宿泊申込欄

| 番号 | 宿泊   |      | 宿泊日        |             |            | 禁煙・喫煙<br>希望 | 同室者名    |
|----|------|------|------------|-------------|------------|-------------|---------|
|    | 第1希望 | 第2希望 | 10/18(水)前泊 | 10/19(木)当日泊 | 10/20(金)後泊 |             |         |
| 1  | 2-2  | 3-2  | ○          | ○           | ×          | 禁煙          | シマネ ハナコ |
| 2  | 2-2  | 3-2  | ○          | ○           | ×          | 禁煙          | シマネ タロウ |
| 3  |      |      |            |             |            |             |         |
| 4  |      |      |            |             |            |             |         |

### 交通機関申込欄

| 交通手段 |       |     |       |     |
|------|-------|-----|-------|-----|
| 番号   | 往 路   |     | 復 路   |     |
|      | 利用日   | 記 号 | 利用日   | 記 号 |
| 1    | 10/18 | あー3 | 10/20 | さー4 |
| 2    | 10/18 | あー3 | 10/20 | さー4 |
| 3    |       |     |       |     |
| 4    |       |     |       |     |

| 自己手配欄(ご自身で宿泊・交通を手配している場合) |     |    |
|---------------------------|-----|----|
| ホテル名                      |     |    |
| チェックイン                    | 月 日 | 時頃 |
| チェックアウト                   | 月 日 | 時頃 |
| ご要望事項                     |     |    |
|                           |     |    |

※本申込書は各所属地方本部へ7月6日までに送り下さい。

※宿泊、交通、視察研修をお申込の場合、必ず「申込番号」をご記入ください。

※宿泊、交通のお申込はご希望に添えない場合もございますので、必ず第2希望をご記入頂くようお願いいたします。

※参加登録料(交流会込み)はお1人様10,000円です。

# 登録申込書

## 第53回全国不動産会議島根県大会

### < 登録申込書 >

申込期限 平成29年7月6日(木)

記入日:平成29年 月 日

|             |    |
|-------------|----|
| 申込代表者氏名     | 商号 |
| 住所 〒 ー      |    |
| 連絡先電話番号 ー ー |    |

※同伴者の申込も下欄に必ずご記入下さい。

| 番号 | フリガナ  | 性別 | 年 齢 | 大会参加     | 交流会 | 研修視察<br>申込番号 | 国内旅行傷害保険             |          |
|----|-------|----|-----|----------|-----|--------------|----------------------|----------|
|    | 申込者氏名 |    |     | 10, 000円 |     |              | AA43タイプ <sup>o</sup> | 保険期間     |
|    |       |    |     |          |     |              | 1,000円               | (3泊4日まで) |
| 1  |       | 男  |     |          |     |              |                      |          |
|    |       | 女  |     |          |     |              |                      |          |
| 2  |       | 男  |     |          |     |              |                      |          |
|    |       | 女  |     |          |     |              |                      |          |
| 3  |       | 男  |     |          |     |              |                      |          |
|    |       | 女  |     |          |     |              |                      |          |
| 4  |       | 男  |     |          |     |              |                      |          |
|    |       | 女  |     |          |     |              |                      |          |

#### 宿泊申込欄

| 番号 | 宿泊   |      | 宿泊日        |             |            | 禁煙・喫煙<br>希望 | 同室者名 |
|----|------|------|------------|-------------|------------|-------------|------|
|    | 第1希望 | 第2希望 | 10/18(水)前泊 | 10/19(木)当日泊 | 10/20(金)後泊 |             |      |
| 1  |      |      |            |             |            |             |      |
| 2  |      |      |            |             |            |             |      |
| 3  |      |      |            |             |            |             |      |
| 4  |      |      |            |             |            |             |      |

#### 交通機関申込欄

| 交通手段 |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 番号   | 往 路 |     | 復 路 |     |
|      | 利用日 | 記 号 | 利用日 | 記 号 |
| 1    |     |     |     |     |
| 2    |     |     |     |     |
| 3    |     |     |     |     |
| 4    |     |     |     |     |

| 自己手配欄(ご自身で宿泊・交通を手配している場合) |     |    |  |
|---------------------------|-----|----|--|
| ホテル名                      |     |    |  |
| チェックイン                    | 月 日 | 時頃 |  |
| チェックアウト                   | 月 日 | 時頃 |  |
| ご要望事項                     |     |    |  |
|                           |     |    |  |

※本申込書は各所属地方本部へ7月6日までに送付下さい。

※宿泊、交通、視察研修をお申込の場合、必ず「申込番号」をご記入ください。

※宿泊、交通のお申込はご希望に添えない場合もございますので、必ず第2希望をご記入頂くようお願いいたします。

※参加登録料(交流会込み)はお1人様10,000円です。

## 変更・取り消しのご案内

■宿泊等は、参加お申し込み後の変更・取消をされる場合は、お早めのご連絡をお願いいたします。尚、変更、取消の時期によっては、取消料が必要となりますので予めご了承ください。（特に返金時の口座名は正確にご記入ください）

■変更・取消は申込書の控えに内容をご記入いただきFAXにてご連絡下さい。  
間違い防止のため、お電話での変更・取消はお受けできませんのでご了承下さい。  
営業時間外の変更・取消は翌営業日の取り扱いとなりますのでご注意ください。

■お申し込み後の取消につきましては、以下の取消料（キャンセル料）を申し受けます。

### ①大会参加費

ご入金後の参加取り消しの場合は返金いたしませんので、予めご了承ください。

### ②宿泊・航空券・視察旅行

お客様のご都合による取消・変更につきましては下記の規定により取消料を申し受けます。

| 取消日      | 21日前 | 20～8日 | 7～2日  | 前日    | 当日    | 無連絡  |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 宿泊       | 無料   | 20%   | 30%   | 40%   | 50%   | 100% |
| 視察旅行     | 無料   | 20%   | 30%   | 40%   | 50%   | 100% |
| 航空券      | 無料※1 | 無料※1  | 30%※1 | 40%※1 | 50%※1 | 100% |
| 国内旅行傷害保険 | 無料   | 無料    | 無料    | 100%  | 100%  | 100% |

※取消後のご返金は、会議終了後、取消料及び所定の振込手数料を差引きのうえ送金いたします。  
尚、事務処理上の都合で多少の日数がかかる場合がございます。なお、会議当日、会場にて現金でのご返金はいたしかねますのでご了承ください。

※1⇒払戻しに際し取消手数料とは別途に払戻手数料が旅客1名毎、1区間毎に430円が必要となります。

## 国内旅行傷害保険のご案内

■大会参加中の安全対策には皆様万全を期されていることと存じますが、より安心してご参加頂くため、任意保険のご加入をお勧めしております。

■この保険は、会議参加中や往復の移動中のケガだけでなく、賠償責任、手荷物の盗難・破損、救援者費用等も補償できます。参加者の皆様がより安心してお過ごし頂くため、ぜひご加入ください。

■保険のご加入をご希望の方は、お申込書内の保険加入欄にご記入をお願いいたします。

※保険のご加入については、事務局にてご加入内容の取りまとめを行いますので、各ご加入者向けの加入証の発行は行いません。

右記の保険期間以外がご必要な場合はお問い合わせください。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| ご 加 入 タ イ プ     | AA43    |
| 保 險 期 間         | 3泊4日まで  |
| 死 亡 ・ 後 遺 障 害   | 815万円   |
| 入 院 保 険 金 日 額   | 12,000円 |
| 通 院 保 険 金 日 額   | 6,000円  |
| 賠 償 責 任 （ ※ 1 ） | 3,000万円 |
| 携 行 品 （ ※ 2 ）   | 10万円    |
| 救 援 者 費 用       | 50万円    |
| 保 險 料           | 1,000円  |

※1.賠償責任の自己負担額なし

※2.携行品の自己負担額3,000円

承認No.C29-015-20

## その他のご案内

### ○募集型企画旅行

本会議の「宿泊プラン」「航空券」は名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、お申し込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたします。契約の内容条件につきましては、お申し込み前に当社の店頭またはホームページでもご確認ください。

### ○個人情報の取扱いについて

本名鉄観光サービス(株)は、申込みの際にいただいた個人情報について、お客様と連絡のためや、輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。また、会議主催者事務局に提供いたします。

それ以外の目的でご提供いただいた個人情報は利用いたしません。※当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

名鉄観光サービスホームページ [www.mwt.co.jp](http://www.mwt.co.jp)

## 申込書送付先

企画実施・お申込書送付・お問い合わせ先

 **名鉄観光** サービス株式会社 **山陰営業所**

観光庁長官登録第55号・(社)日本旅行業協会正会員  
bond保証会員・旅行業公正取引協議会会員  
総合旅行業務取扱管理者：鈴木 繁

TEL:0852-60-7001 FAX:0852-60-7002

E-mail: [sanin@mwt.co.jp](mailto:sanin@mwt.co.jp)

営業時間：月～金／9:00～18:00(土日祝日休業)

担当：新田(につた)・栗栖(くりす)・鈴木(すずき)

# 国内旅行傷害保険のご案内

## 名鉄観光の“たび”保険で大きな安心、快適旅行！

2014年4月改定版  
個人旅行用

### 国内旅行傷害保険ご加入のおすすめ

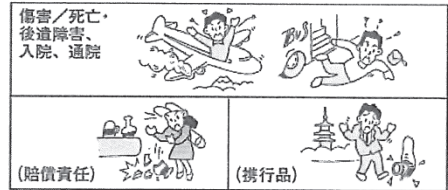
より快適なご旅行にしたいために、名鉄観光ではご旅行中の万一の事態に備え、万全の安心が得られる国内旅行傷害保険へのご加入をお勧めしております。  
手続きは簡単、ご旅行代金にお一人様あたり次のとおり、保険料を加えてお振り込みいただき、「保険契約加入依頼書」にご署名いただくだけで完了いたします。旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでの間（以下「国内旅行行程中」といいます。）に発生した事故が対象となります。ぜひ、ご加入ください。

### ●保険料および保険金額表

| 保 険 料     | 500円   | 1,000円  | 1,000円  | 1,500円  | 1,000円 | 2,000円  |
|-----------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 保 険 期 間   | 1泊2日まで | 3泊4日まで  | 3泊4日まで  | 3泊4日まで  | 6泊7日まで | 6泊7日まで  |
| タ イ プ     | AA22   | AA23    | AA43    | AA44    | AA72   | AA74    |
| 死亡・後遺障害   | 584円   | 971円    | 815円    | 847円    | 744円   | 906円    |
| 入院保険金日額   | 6,000円 | 12,000円 | 12,000円 | 12,000円 | 6,000円 | 13,000円 |
| 通院保険金日額   | 3,500円 | 7,000円  | 6,000円  | 7,000円  | 4,000円 | 8,500円  |
| 賠償責任      | 3,000円 | 5,000円  | 3,000円  | 5,000円  | 3,000円 | 3,000円  |
| 携 行 品     | 5円     | 20円     | 10円     | 40円     | 20円    | 40円     |
| 救 援 者 費 用 | 50円    | 50円     | 50円     | 100円    | 50円    | 300円    |

(※1) 賠償責任の自己負担額なし (※2) 携行品の自己負担額3,000円

### ●こんなとき、お役に立ちます



(注)「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。なお、傷害には有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

### お申込み・お問い合わせは

名鉄観光の“たび”保険は、名鉄観光の最寄りの営業所にお申し込みください。

名鉄観光 〒450-8577 名古屋市中村区名鉄二丁目14番19号  
ホームページアドレス：  
<http://www.mwt.co.jp/index.shtml>

### 国内旅行傷害保険の概要

| 補償項目          | お支払いの対象となる場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡保険金         | 国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日から180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 後遺障害保険金       | 国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日から180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 入院保険金         | 国内旅行行程中の事故によるケガのため、入院された場合、事故発生日から180日以内の入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 手術保険金         | 国内旅行行程中の事故によるケガの治療のために事故発生日から180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合、次の額をお支払いします。ただし、1事故に起因する傷害について1回の手術に限り、①入院中に受けた手術 入院保険金日額×10<br>②上記①以外の手術 入院保険金日額×5                                                                                                                                                                            |
| 通院保険金         | 国内旅行行程中の事故によるケガのため、通院された場合、事故発生日から180日以内の通院日数1日につき90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 賠償責任(特約)      | 国内旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできる場合があります。                                                                                                                                                                              |
| 携 行 品(特約)     | 国内旅行行程中の偶然な事故により携行品に損害が生じた場合、携行品保険金額を限度として、時価額または修繕可能な場合は修繕費(ただし、時価額を上限とします。)をお支払いします。なお、1回の事故につき3,000円は自己負担となります。(携行品1個、1組、1対については10万円限度、現金・宿泊券・乗車券等は合計で5万円限度です。)                                                                                                                                                      |
| 救 援 者 費 用(特約) | 国内旅行行程中に以下の事由が生じた場合に、救援者費用保険金額を限度として捜索救助費用(ビッケルなどの登山用具を使う山岳登山は中絶を要します。)、現地への交通費、宿泊料、移送費用、諸雑費(3万円まで)等をお支払いします。<br>①搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合<br>②事故により緊急な捜索・救助活動が必要となること警察などに確認された場合<br>③事故によるケガのため事故発生日から180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合<br>④旅行行程中に発病した疾病を直接の原因として旅行行程中もしくは旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合 |

### 保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為(ケンカ)、無免許運転、酒気帯び運転などによるケガ
  - ②地震、噴火、津波によるケガ
  - ③戦争、内乱、暴動などによるケガ
  - ④脳疾患、疾病、心神喪失などによるケガ
  - ⑤ビッケルなどの登山用具を使う山岳登山、リレー・ジュ、ボブスレー、スカイダイビングなどの危険な運動によるケガ
  - ⑥頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的見解がないもの
  - ⑦借用物の損害に対する賠償責任
  - ⑧携行品の置き忘れ、紛失、外観のみの損傷
  - ⑨救援者費用の場合、保険金受取人の故意または重大な過失による事故やビッケルなどの登山用具を使う山岳登山などの危険な運動中の事故
- (注)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任などは除きます。

●このリーフレットは「国内旅行傷害保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他不明な点がありましたら名鉄観光サービス(株)または朝日火災海上保険株式会社に問い合わせてください。

名鉄観光サービス(株)は、朝日火災との委託契約に基づき、お客様の各々の受領・保険契約の締結・保険料の徴収・保険料控除証の発行・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。  
したがって、名鉄観光サービス(株)とご締結した契約は、朝日火災と直接ご締結したものと見なされます。

株式会社 朝日火災海上保険株式会社  
名古屋支店 〒460-0003 名古屋市中区錦2-19-6 TEL 052-231-4461(代表)  
ホームページアドレス: <http://www.asahikasei.co.jp/>  
損保ジャパン・東京海上日動・三井住友海上・AIIU  
※損保ジャパンと日本興業保険は、関係当分の認可等を経て、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興業株式会社」になります。

### 国内旅行傷害保険をご加入の皆様へ

### 重要事項のご説明

保険契約についての重要な事項が記載されておりますので、内容を十分ご確認ください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「保険のしおり」に記載しておりますので、ご希望の方はお申し出ください。また、ご不明な点につきましては、名鉄観光サービス(株)または朝日火災までお問い合わせください。

### I 国内旅行傷害保険 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

#### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1) 商品の仕組み  
国内旅行傷害保険は、日本国内において旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方(以下「被保険者」といいます。)(が)おケガをされたときに保険金をお支払いいたします。また、賠償責任・携行品・救援者費用等の損害を特約で補償いたします。
- (2) 補償内容  
①主な支払事由(保険金のお支払い対象となる事故)  
上記の「国内旅行傷害保険の概要」に記載の「お支払いの対象となる場合」をご覧ください。  
②主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)  
上記に記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。
- (3) 付帯している主な特約とその概要  
付帯している特約については、上記「国内旅行傷害保険の概要」に記載の「お支払いの対象となる場合」をご参照ください。

#### 2. 保険料

保険料は保険金額、保険期間などによって決まります。実際にご加入いただくにあたっての保険料は表面に記載の「保険料および保険金額表」でご確認ください。

- (4) 自動付帯される特約について  
「戦争危険等免責に関する一部修正特約」(テロ行為全般を補償の対象とする特約)、「賠償事故解決に関する特約(国内旅行傷害保険特約用)」、「ゴルフ・カートによる賠償責任補償特約(国内旅行傷害保険特約用)」が、この保険契約に自動付帯されます。
- (5) 保険期間(保険のご契約期間)  
保険期間は旅行の期間にあわせて設定します。
- (6) 引受条件(ご契約金額等)  
ご契約金額については、次の点にご注意ください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額は、上記に記載の「保険料および保険金額表」でご確認ください。  
○死亡・後遺障害保険金額は、被保険者の年齢・年取などに応じた引受の限度額があります。特に被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。  
○入院保険金、通院保険金はそれぞれ他の補償項目のご契約金額との関係で上限が定められます。

#### 3. 保険料の払込方法について

保険料は、ご加入時に全額を現金でお払込みください。

# 国内旅行傷害保険のご案内

## 4. 解約返れい金および満期返れい金・契約者配当金の有無

- ①ご加入を解約される場合は、名鉄観光サービス(株)までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは名鉄観光サービス(株)または朝日火災までお問い合わせください。
- ②この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

※ご旅行にご参加できない場合は、お払込み済保険料を全額返金いたします。

## II 国内旅行傷害保険 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。  
ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

### 1. ご加入時における注意事項(告知義務等)

#### (1) 告知義務について

ご加入時に保険会社に危険に関する重要な事項(告知事項)を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。特に被保険者の生年月日または満年齢、他の保険契約等について、ご加入時にお申し出いただいた内容が事実と異なる場合や、事実をお申し出いただけない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### (2) 死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。

### 2. 保険責任開始期と終期

- (1) 保険責任は、保険期間の初日の午前0時以降、旅行の目的をもって住居を出発した時に始まり、末日の午後12時(ただし、住居に帰着した時)に終わります。
- (2) 保険料は、ご加入およびご契約の変更と同時に支払います。保険期間が始まった後であっても、名鉄観光サービス(株)が保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

### 3. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な事由)

表面に記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

### 4. 重大事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由があるときは、ご契約を解除することがあります。この場合、全部または一部の保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として傷害または損害を発生させた場合
- ② 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会

## III その他ご注意いただきたいこと

### 1. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

### 2. 事故が起こったときの手続き

#### (1) 事故の通知

- ① この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに朝日火災あんしんダイヤルまたは名鉄観光サービス(株)に事故の内容およびご加入内容等をご連絡ください。事故発生日から30日以内に連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので特にご注意ください。
- ② 携行品損害の補償を受ける方は、携行品の盗難の場合には警察署に届け出てください。また、これに加えて小切手の盗難のときは振出人および支払金融機関に、乗車券等の盗難のときはその運輸機関(宿泊券の盗難のときはその宿泊施設)または発行者にも各々届出が必要です。これらの届出がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

#### (2) 朝日火災にご相談いただきたいこと

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に朝日火災へご相談ください。なお、あらかじめ朝日火災の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。賠償責任危険補償特約をセットした場合、日本国内において発生した賠償責任危険補償特約のお支払い対象となる事故については、朝日火災が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ① 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ② 被保険者が正当な理由なく朝日火災への協力を拒んだ場合
- ③ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合など

#### (3) 保険金の請求

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の書類などを提出いただく場合があります。

的勢力に該当すると認められた場合

- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合など

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料はご加入と同時に支払います。

### 6. 解約と解約返れい金

ご加入を解約(解除)される場合には、名鉄観光サービス(株)にご通知ください。解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。また、一定の条件を満たす場合には、被保険者からのお申し出によりご契約を解除できる制度があります。詳しくは名鉄観光サービス(株)または朝日火災までお問い合わせください。

### 7. 保険会社が破綻した場合等のお取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合にも、保険金、解約返れい金の80%(ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%)までが補償されます。

### 8. クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について

この保険の保険期間は1年以下であることから、ご契約のお申し込み後にご契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

#### お客様に関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報(名鉄観光サービス(株)が保険加入手続き等のために利用するほか、朝日火災(引受保険会社)が引受の審査、本契約の履行、朝日火災(引受保険会社)および提携先企業が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは朝日火災海上保険株式会社のホームページ(<http://www.asnhi.co.jp>)をご覧ください。ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえ申し込みください。

- ・事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類
- ・被保険者(保険の対象となる方)または保険の対象であることを確認するための書類
- ・傷害または疾病の程度を証明する書類
- ・被害が生じた物の価額や修理等に要する費用を確認できる書類
- ・朝日火災が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・公の機関や関係先への調査のために必要な書類

なお、保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

#### (4) 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を朝日火災に申し出て、朝日火災の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の既契約(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

#### 朝日火災への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

朝日火災への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、下記「お客様相談センター」にご連絡ください。

**☎ 0120-115-603** (受付時間: 平日の午前9時~午後5時) 年末年始を除く

#### 朝日火災との間で問題を解決できない場合には

朝日火災は、保険法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実態基本契約を締結しています。朝日火災との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル **0570-022808** (受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時) 年末年始を除く  
詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)

#### 事故の受付は

事故が起こった場合には、名鉄観光サービス(株)または朝日火災へご連絡ください。  
なお、朝日火災あんしんダイヤルでも事故の受付・ご相談を受けております。  
朝日火災あんしんダイヤル **☎ 0120-120-555** (受付時間: 24時間 365日)

ご加入者以外に被保険者(保険の対象となる方)がいいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

#### ご加入内容の確認事項

~お申し込みいただく前にご確認ください~

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、ご希望を満たしたご契約となっていること、保険契約加入依頼書の内容が正しく記載されていることを確認させていただきます。お手数ですが、「国内旅行傷害保険ご加入のおすすめ」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」やこの「リーフレット」を参照しながら、保険契約加入依頼書に記載された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

#### 【ご確認ください】

- ① 補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)
- ② 補償の内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)や特約の内容
- ③ 保険金額(ご契約金額・加入タイプ)
- ④ 旅行期間に応じた適切な保険期間(ご契約期間)の設定
- ⑤ お支払いいただく保険料・払込方法
- ⑥ 保険契約加入依頼書等の記載内容(被保険者の氏名・生年月日または満年齢等)
- ⑦ 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容

# ご旅行条件書

## ご旅行条件書（受注型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第55号

**名鉄観光サービス株式会社**

### 1. 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目4番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が受け手がされる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することとなります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほか旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行契約 受注型企画旅行契約の部によりします。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができますように、手配し、旅程を管理することができ受け手します。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

### 2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 当社は、当社に旅行契約の申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、「企画書面」を交付します。
- (2) (1)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取送料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。
- (3) 当社がお客様に交付した企画の内容に異議を申し立てるお客様は、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、当社が別に定める額の申込金を添えてお申込みください。
- (4) お客様と旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (5) 当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることができます。この場合旅行契約は、当該書面を交付したときに成立するものとします。
- (6) 申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます）、取送料、運送料の一部として取り扱います。
- (7) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定めるまでに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に、又は将来いふ事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、親権者の方の同意書をご提出が親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- (2) 妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障がいをお持ちの方、補助犬使用の方など、特別な配慮（車イスの手配等）を必要とする場合は、旅行申込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様がご自身のお申出に基づき、当社がお客様のために譲った特別な配慮に要する追加費用はお客様のご負担となります。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書の提出、同行者・介助者のご同行を条件とさせていただきます。日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が旅行中に疾病、怪我等の他の事由により医師の診断又は加療が必要である当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (4) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要で、お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (5) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。
- (7) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」http://www.ith.go.jp/を参照してください。
- (8) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.anzen.mofa.go.jp/でもご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し、又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の履行を中止することがあります。その場合は旅行代金全額返金となります。ただし、当社が安全に対し適切な措置がとれたと判断して、旅行を履行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取送料を申し受けます。

### 4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及び企画書面等、旅行代金の領収証、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により旅行旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによりします。
- (3) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。（原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7～10日目に当たる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期に当たるコースの一部では、旅行開始日の間隔にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しします。）ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日より前に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までににお渡しします。また、お渡し前日以前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (4) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところによりします。

### 5. 旅行代金のお支払

旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までに支払ってください。

### 6. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。
- (2) 当社は、「旅行契約 渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部又は一部を代行することがあります。

- (3) 当社は、当社の責に帰すべき事由によらず旅券・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

### 7. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の履行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関し得ないものである理由及び当該事由その他の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

### 8. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
  - (イ) 旅行内容が変更され、その旅行代金に要する費用が減少したときは、その変更差額旅行代金を減額します。
  - (ウ) 第7項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したとき（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額旅行代金を変更します。
  - (エ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したとことにより旅行代金を変更します。

### 9. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（お1人様につき10,500円）と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承認し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

### 10. お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次にいう取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- (ア) 国内旅行に係る取消料

#### a. 次項以外

| 解除期日                                                                          | 取 消 料（おひとり） |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日（日曜日）以降からあつては11日目に当たる日まで（当社が契約書面でお金料金の金額を明示した場合に限る） | 企画料金に相当する額  |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日（日曜日）以降からあつては10日目に当たる日以降8日目に当たる日まで                  | 旅行代金の20%    |
| ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで                                   | 旅行代金の30%    |
| ニ. 旅行開始日の前日                                                                   | 旅行代金の40%    |
| ホ. 旅行開始日当日（へに掲げる場合を除く）                                                        | 旅行代金の50%    |
| ヘ. 無連絡不参加及び旅行開始後                                                              | 旅行代金の100%   |

#### b. 貸切船舶を利用する旅行契約

当該船舶に係る取消料の規定によります。（契約書面に明記します。）

#### (イ) 海外旅行に係る取消料

- a. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する旅行契約並びに本邦外へ出発地及び到着地とする旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）

| 解除期間                                                          | 取 消 料（おひとり） |
|---------------------------------------------------------------|-------------|
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目に当たる日まで（当社が契約書面でお金料金の金額を明示した場合に限る） | 企画料金に相当する額  |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日目に当たる日まで                  | 旅行代金の20%    |
| ハ. 旅行開始日の前日及び以降旅行開始日の当日まで（二に掲げる場合を除く）                         | 旅行代金の50%    |
| ニ. 無連絡不参加及び旅行開始後                                              | 旅行代金の100%   |

#### b. 貸切航空機を利用する旅行契約

| 解除期日                                                          | 取 消 料（おひとり） |
|---------------------------------------------------------------|-------------|
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって91日目に当たる日まで（当社が契約書面でお金料金の金額を明示した場合に限る） | 企画料金に相当する額  |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降31日目に当たる日まで                 | 旅行代金の20%    |
| ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降21日目に当たる日まで                 | 旅行代金の50%    |
| ニ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降4日目に当たる日まで                  | 旅行代金の80%    |
| ホ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合               | 旅行代金の100%   |

c. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する旅行契約

当該船舶に係る取消料の規定によります。（契約書面に明記します。）

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- (イ) 第8項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (エ) 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
- (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収めている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収めている旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後、お客様のご都合により旅行代金を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

### 11. お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の真に帰せざる事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、運送料その他のすでに支払又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを、お客様に払い戻します。

### 12. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第5項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第10項に定める取消料と同額の運送料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- (イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げると当社が認めるとき。
- (ウ) お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (エ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。
- (オ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金（又は申込金）から運送料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

### 13. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への背離、これら者又は同行する他の旅行者による暴行又は脅迫などにより団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。
- (2) 解除の効力及び払戻し
- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がすでに提供を受けた旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払すべき取消料、運送料その他のの名目による費用を差し引いて払い戻します。

### 14. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第8項、第10項及び第11項(2)、第12項及び第13項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

- (2) (1)の規定は第18項又は第22項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

### 15. 契約解除後の帰路手配

当社は、第13項(1)(ア)又は(ウ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の帰路地、解散地等に、戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

### 16. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にならぬものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

# ご旅行条件書

- (2) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社に指定する方法でお支払いいただきます。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)を行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等)を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 17. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していたときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体旅行の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

## 18. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったことと限りません。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては、14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったことに限り、お客様および当社に15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の入国規制、伝染病等に隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故
- (オ) 食中毒
- (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不遇・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

## 19. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する受注型企画旅行に参加するお客様が、その受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。通院見舞金、入院見舞金、死亡補償金の額は次の通りです。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一つ又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第8条2項に定める品目については補償しません。

|       | 国内旅行            | 海外旅行            |
|-------|-----------------|-----------------|
| 通院見舞金 | 通院日数により1万円～5万円  | 通院日数により2万円～10万円 |
| 入院見舞金 | 入院日数により2万円～20万円 | 入院日数により4万円～40万円 |
| 死亡補償金 | 1,500万円         | 2,500万円         |

- (2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酔酔運転、疾病等のほか、受注型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスノードライブ、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当社に当社お客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、受注型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第18項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金又は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第18項により損害賠償義務を重なる場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されませんとします。

## 20. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を受取して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第19項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社旅行企画・実施のオプションツアーは、企画書等に「旅行企画・実施(又は名義観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨を企画書等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。(一部日本にてお申込み、お支払いのできるものもあります。)
- (イ) 契約は現地の法令又は慣習に基づいて現地旅行会社等が定める旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ) 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等に確認してください。
- (オ) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第19項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、企画書等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 21. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補

償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)～(ウ)～(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。

- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明かな場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航・不遇・休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のための必要な措置
- (イ) 第18項の規定に基づく当社の責任がであること。
- (ウ) 第10項、第11項、第12項、第13項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること。
- (エ) 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合で、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたこと。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替えて、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第18項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金と額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

| 当社が変更補償金を支払う変更                                                                         | 変更補償金の額＝<br>お支払い対象旅行代金×<br>1件につき下記の率 |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------|
|                                                                                        | 旅行開始前                                | 旅行開始後 |
| (1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更                                                           | 1.5%                                 | 3.0%  |
| (2) 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他旅行の目的地の変更                                              | 1.0%                                 | 2.0%  |
| (3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り) | 1.0%                                 | 2.0%  |
| (4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更                                                           | 1.0%                                 | 2.0%  |
| (5) 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更                                        | 1.0%                                 | 2.0%  |
| (6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更                                            | 1.0%                                 | 2.0%  |
| (7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更                                                            | 1.0%                                 | 2.0%  |
| (8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更                                               | 1.0%                                 | 2.0%  |

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供される旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

## 22. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を知らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他受注型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 23. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)により、所定の広帯域の「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名会取扱いを含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合があります。(所定の広帯域に会員の署名をいれたクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の受注型企画旅行契約の場合と同一異なります。その主要な点をご案内します。

- (ア) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「受注型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
- (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

## 24. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、出発(集合)してから、帰着(解散)するまでとなります。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- (6) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。旅行傷害保険については販売店にお問い合わせください。

## 25. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面に明示します。

## 26. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合に当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事象が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

## 27. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のため手続きに利用させていただきます。必要範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様の買物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お客様、搭乗機空便名、パスポート番号等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。

お申込みの際にお客様が  
自分の氏名を誤って記入された場合

申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空会社の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の氏名訂正の場合に準じて、第9項のお客様の交代手数料を申し受けます。

なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

安全についてのご案内

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報など安全関係の情報が発表されている場合があります。お申込みの際、係員にご確認してください。

より詳しい情報をお知りになりたい場合は下記までお問い合わせいただくか、下記の外務省海外安全情報のホームページへアクセスしてください。

外務省海外安全相談センター TEL.03-5501-8162

海外安全情報FAXサービス FAX.0570-023300

外務省海外安全情報 <http://www.anzen.mofa.go.jp>

海外旅行傷害保険への加入のご案内

ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。保険に加入されていると、海外での日本語による緊急時のご相談など、保険会社による便利な安心のためのサービスも受けられます。(当社で扱っておりますので、お気軽にお申し出ください。)

・特別補償規定には、傷害、疾病治療費の補償は含まれていません。外国での治療費やご自身の責任による賠償金などは、高額となる場合があります。

また、賠償義務者が外国の運送機関・宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのが容易ではない場合もあり、国によっては賠償額が非常に低いこともあります。

・ご旅行中に、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山や、ハンググライダー搭乗など特殊な運動を予定されているお客様、又はレンタルカーをご利用のお客様は、旅行傷害保険をお申込みの際は、必ずその旨をお申し出ください。

燃油サーチャージのご案内

「燃油サーチャージ」は昨今の世界的な航空燃料価格高騰に伴い、国土交通省が航空会社に対して認可した追加運賃です。旅行代金とは別に、お申込みの販売店にてご確認の上お支払ください。また、航空会社により増額された場合、当社は差額を申し受けます。減額となった場合は差額を払い戻します。なお、お客様が燃油サーチャージの増額を理由として旅行契約を解除する場合、当社は規定の取消料を申し受けます。

第53回

全国不動産会議  
島根県大会